

第3回 那珂川市農業委員会会議録

令和4年6月1日、那珂川市農業委員会副会長は、令和4年度第3回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

【議案】

- 第16号 農地法第5条の規定による許可申請について（3件）
- 第17号 非農地証明について（1件）

【報告】

- 第8号 専決処分について 農地法第18条第6項の規定による届出書（合意解約）について（3件）
- 第9号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の公表について

〈農業委員〉…7人

〈農地利用最適化推進委員〉…5人

〈事務局〉…3人

開会（午前9時30分）

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 農業委員会総会の議長は会長が行うこととなっていますが、東京で開催される全国農業委員会会長大会に出席のため、本日の総会は欠席となっておりますので、職務代理者である副会長に議長をお願いしたいと思います。 |
| 議長 | ただいまから令和4年度第3回農業委員会を開会します。議案審議に入ります前に、那珂川市農業委員会会議規則第13条第2項に基づき、議事録署名人の指名を行いません。3番委員、5番委員を指名します。では、議案に入ります。 議案第16号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1及び番号2を事務局から説明願います。 |
| 事務局 | 議案第16号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 |

| | |
|-----|---|
| | 番号1と番号2は隣接する農地となっており、譲受人名が法人名としている部分と、その法人の代表者個人名としている部分に分けてそれぞれ申請をされています。名義は別ですが一体的な利用となるので、一括で説明した。 |
| 議 長 | 質疑がある方は挙手をお願いします。 |
| | (質問・意見なし) |
| 議 長 | 質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。 |
| | (全員挙手) |
| 議 長 | 全員賛成により承認されました。 次に、議案第16号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号3を事務局から説明願います。 |
| 事務局 | 議案第16号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」 番号3を説明した。 |
| 議 長 | 担当の5番委員の意見をお願いします。 |
| 委 員 | 農業委員会事務局と一緒に現地を確認しましたが、問題は特にありませんでした。 |
| 議 長 | 質疑のある方は、挙手をお願いします。 |
| | (質問・意見なし) |
| 議 長 | 質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。 |
| | (全員挙手) |
| 議 長 | 全員賛成により承認されました。 次に、議案第17号 |

| | |
|-----|--|
| | 「非農地証明について」 番号1を事務局から説明願います。 |
| 事務局 | 議案第17号 「非農地証明について」 番号1を説明した。 |
| 議長 | 担当の6番員の意見をお願いします。 |
| 委員 | 先日、事務局と一緒に現地を確認したところ、山林の状況で草も生い茂っていて耕作困難な状況でした。 |
| 議長 | 質疑がある方は挙手をお願いします。 |
| | (質問・意見なし) |
| 議長 | 質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。 |
| | (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成により承認されました。 次に報告事項です。 報告第8号 専決処分について 「農地法第18条第6項の規定による届出について」 報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。 |
| 事務局 | 報告第8号 専決処分につて 「農地法第18号第6項の規定による届出」 番号1から番号3 次に、報告第9号 「農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の公開について」 以上、報告した。 |

| | |
|-----|--------------------------|
| 議 長 | 本日の審議は終了し、第3回農業委員会は閉会した。 |
| | 10時 00分 閉会 |